

横浜市医療局病院経営本部委託契約に係る最低制限価格取扱要綱

制 定 平成 25 年 12 月 19 日病経第 73 号
最近改正 令和 6 年 12 月 13 日病病第 548 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市医療局病院経営本部契約規程(平成 17 年 3 月病院経営局規程第 32 号)の契約に係る最低制限価格を定める際に、必要な事項を定めるものとする。

(対象とする契約)

第 2 条 最低制限価格を定めることができる契約は、横浜市医療局病院経営本部委託契約に関する低入札価格取扱要綱(平成 25 年 12 月 19 日病経第 73 号)第 2 条に規定する契約を除く競争入札に付する次の業務の契約とする。

- (1) 建物管理業務
- (2) 警備業務
- (3) 施設運転管理・保守業務
- (4) 廃棄物処理業務
- (5) 消防設備保守業務
- (6) 公園緑地等管理業務
- (7) 浄化槽・貯水槽清掃業務
- (8) 検査・測定業務
- (9) 建築設計(監理を含む。)業務
- (10) 設備設計業務
- (11) 土木設計業務
- (12) 造園設計業務
- (13) 補償コンサルタント業務
- (14) 土地家屋調査業務
- (15) 測量業務
- (16) 地質調査業務
- (17) 通信設備保守業務
- (18) 電気設備保守業務
- (19) 機械設備保守業務
- (20) その他、事業管理者が認めるもの

(最低制限価格の算出方法)

第 3 条 前条各号に掲げる業務の契約(当該各号のいずれかの業務を含む複合的な契約を含む。)の最低制限価格は、予定価格に 10 分の 8 を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次表に掲げる業務における最低制限価格は、予定価格算出の基礎とした設計書等に基づき、業務ごとにアからエまでの額の合計額(以下「算定基礎額」という。)に 100 分の 110(以下「消費税率」という。)を乗じて得た額とする。

ただし、算定基礎額により難しい場合は前項の規定による。

なお、算定基礎額が消費税及び地方消費税を除いた予定価格(以下「予定価格(税抜き)」という。)に 10 分の 8.5 を乗じた額を超える場合にあっては予定価格(税抜き)に 10 分の 8.5 を乗

じた額とし、予定価格（税抜き）に10分の7を乗じた額に満たない場合にあつては予定価格（税抜き）に10分の7を乗じた額に、それぞれ消費税率を乗じて得た額とする。

業務	ア	イ	ウ	エ
公園緑地等管理業務	直接業務費の額	共通仮設費の額に10分の9を乗じた額	現場管理費の額に10分の5.5を乗じた額	一般管理費等の額に10分の5.5を乗じた額
建築設計（監理を含む。）業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
設備設計業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木設計業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
造園設計業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
補償コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

3 最低制限価格に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げる。

（その他の事項）

第4条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格の取扱いに関し必要な事項は、病院事業管理者が定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年1月7日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係

る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 24 日病経第 154 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 26 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 4 年 12 月 7 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約のうち、令和 5 年 4 月 1 日以降に履行を開始する契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 6 年 12 月 13 日から施行する。
（経過措置）

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約のうち、令和7年4月1日以降に履行を開始する契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。